

【注意事項です→まず初めにご確認下さい】

【1】 事業所の新規登録はお済みですか？（一旦ご登録頂ければ期限なく有効です）

【2】 東京中央地域産業保健センター（以下当センター）への電話による事前連絡はお済みですか？（電話で事前連絡頂きませんと申込が無効になります）

【必要な手続きと書類（4）-1】

→ 【高ストレス者に対する面接指導（事前面接）】

【1】 事前面接の流れ

- ①まず電話で、センター宛てご連絡下さい。必要事項についてセンターからご説明いたします。
- ②ストレスチェックにより高ストレスと判定された方の面談を行う前に、貴法人で行われたストレスチェックの内容・判定基準などについて、貴法人のストレスチェック実施事務従事者の方と当センターの医師との事前相談が必要となります。
- ③事前相談申込にあたっては、まず、以下の書類をセンター宛てFAXでご送付ください。
 - (1)「[健康相談・面接指導 利用申込書](#)」→別紙PDFを印刷してお使い下さい。
 - (2)様式地5の2（東京中央版） ストレスチェック実施状況報告書
→[必要書類\(4\)-1](#)は別紙PDFを印刷してお使い下さい。
- ④上記FAX2通が到着しだい、センターから事前相談に係る面接候補日をFAXします。
- ⑤FAXされた候補日のうち、面談希望日をFAXにてご返送下さい。
- ⑥最終面談日が決定しだい、センターから「最終確定日を記載したFAX」を送付いたします。
- ⑦面談日当日の指定された時間に面談場所までお越しください。
→面談はおおよそ一人60分を予定しています。
- ⑧[FAX送付先および面談実施場所](#)はトップページに記載しております。

【2】 面接指導当日、ご担当者様に持参頂く書類

上記の[ストレスチェック実施状況報告書\(必要書類\(4\)-1\)](#)を持参しご説明下さい。

貴法人のストレスチェック制度内容についてご説明頂きますので、説明上必要と思われる場合には関係書類をご持参ください。（特になければ結構です）

【3】 注意事項

- 貴法人の制度内容についてご説明できる方のご出席を希望いたします。
- 当センターの利用は無料ですが、利用回数に制限があります。事業年度（4月～翌年3月）のなかで、1事業所あたり2回までです。
- 中央区・千代田区・文京区・伊豆諸島以外の、他地域の支店等に所属の労働者の面談については、当該事業所が所在する地域の地域産業保健センターをご利用下さい。

